いといがわで出会う

わたしのすまい

糸魚川市 移住定住促進
住まいの支援制度

糸魚川市では、市内の住宅用空き家の有効活用を通して、市外在住者の定住促進による人口増加と地域の活性化を図るため、空き家の有効活用に資する事業に対し、その費用の一部を補助します。

【空き家所有者向け】
空き家バンク登録物件の片づけを応援！
空き家家財道具等処分事業
補助金

【UI ターン者向け】
空き家バンク登録物件の取得を応援！
UI ターン促進空き家取得支援事業
補助金

【UI ターン者向け】
空き家バンク登録物件の改修を応援！
UI ターン促進空き家改修事業
補助金

事業の種別

空き家所有者向け

いえかつ 糸魚川の

空き家バンクに登録した空き家の片づけを応援！

空き家家財道具等処分事業補助金

1　補助対象者　次のいずれにも該当する方

⑴　登録空き家の所有者（法人を除く。）
⑵　空き家情報提供制度への空き家の登録時において、１年以上（途中で成約となった場合を除く。）登録を継続する見込みがある方
⑶　市内に本店又は支店を有する業者（個人事業者を含む。以下単に「事業者」という。）により家財道具等を処分する方
⑷　本補助金の交付を受けたことがない方
⑸　市税等の滞納がない方

2　補助対象経費　登録空き家内の家財道具等の搬出及び処分にかかる経費で総額5万円以上のもの。

3　補助金の額　補助対象経費の**２分の１以内**の額（千円未満切捨て）　**上限10万円**

4　申請期日　家財道具等の搬出及び処分に着手する日の 14 日前までに移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書（様式第5号その1）に必要書類を添えて、提出してください。

5　実績報告　処分完了後 30 日以内又は、3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添えて、提出してください。
実績報告の内容を確認、審査後、補助金を交付します。

新潟県　糸魚川市（いといがわし）　総務部　企画定住課　人口減対策係
住所　新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号
電話番号　０２５－５５２－１５１１　ＦＡＸ　０２５－５５２－８９５５
E-mail　kikaku@city.itoigawa.lg.jp　　ホームページ　https://www.city.itoigawa.lg.jp/

問合先

いえかつ
糸魚川の

UIターン者向け（若者）

空き家バンク登録空き家を取得したUIターンする若者を応援！

ＵＩターン促進空き家取得支援事業補助金

1 補助対象者　次のいずれにも該当する方

⑴ 市外在住者で本市に転入を予定している方又は、本市に転入して1年以内の方

⑵ 本市に住民登録する直前に、市外に1年以上住民登録をしていた方

⑶ 申請年度の4月1日の時点で20歳以上40歳未満の方（18歳以下の者が同一世帯にいる世帯の場合にあっては子の父母のいずれか一方の年齢が40歳未満の方、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に規定する計画対象地域内の登録空き家を購入する場合にあっては年齢が20歳以上の方）

⑷ 常用労働者として就業する方、市内で新規に農林水産業に就業する方又は市内で個人事業を営む方

⑸ 自ら居住の用に供するために登録空き家を購入する方。（補助対象者が当該空き家の所有者と親子関係である場合又は売買契約書を交わさない契約の場合は、対象外）

⑹ 当該空き家に入居後1年以上は、本市に住所を有し、かつ居住を継続する見込みがある方

⑺ 本補助金の交付を受けたことがない方

2 補助対象経費

登録空き家の取得にかかる経費（空き家に係る売買契約書に記載された代金の総額）で、総額50万円以上のもの。

3 補助金の額　次の①～④を合算した額

ただし、空き家の取得に係る費用の2分の1以内を上限とする

基本	空き家の取得費の10%の額（千円未満切捨）上限50万円…①	
加算	子育て世帯の場合	20万円…②
	子育て世帯がその親世帯と同居又は近居をする場合	10万円…③
	復興計画対象地域内の空き家を購入する場合	20万円…④

近居とは…
同一地区公民館区内又は子世帯の住宅と親世帯の住宅との直線距離が2キロメートル以内で、別住宅で居住すること。

糸魚川駅北復興まちづくり計画に規定する計画対象地域（17ha）内の登録空き家を購入する場合に加算されます。

4 申請期日

売買契約締結後30日以内に

移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書（様式第5号その2）に必要書類を添えて、提出してください。

5 実績報告

空き家の取得完了後、居住を開始した日から30日以内又は、3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添えて、提出してください。

実績報告の内容を確認、審査後、補助金を交付します。

いえかつ
糸魚川の

UI ターン者
向け

空き家バンク登録空き家を取得し、改修する UI ターン者を応援！

ＵＩターン促進空き家改修事業補助金

1　補助対象者　次のいずれにも該当する方

⑴　市外在住者で本市に転入を予定している方又は、本市に転入して1年以内の方
⑵　自ら居住の用に供するために登録空き家を購入する方。（補助対象者が当該空き家の所有者と親子関係である場合又は売買契約書を交わさない契約の場合は、対象外）
⑶　当該空き家を購入した後、1年以内に住宅等の改修を行う方
⑷　当該空き家に入居後1年以上は、本市に住所を有し、かつ居住を継続する見込みがある方
⑸　市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）の施工により改修工事を行う方
⑹　本補助金の交付を受けたことがない方
⑺　市税等の滞納がない方

2　補助対象経費

登録空き家及び居住に必要な住宅又は付帯する施設の修繕及び増築にかかる経費（備品購入及び外構工事にかかる経費を除く。）で、総額が 50 万円以上のもの。

3　補助金の額　補助対象経費の３分の１以内の額（千円未満切捨て）　上限 30 万円

なお、下記要件に該当する場合は上記金額への加算があります。

加算要件	糸魚川市立地適正化計画で定める居住誘導区域内の登録空き家を取得し、改修する場合	10 万円
	子育て世帯の場合	10 万円

補助総額
最大
50 万円

4　申請期日

空き家の改修に着手する日の 14 日前までに
移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書（様式第5号その3）に必要書類を添えて、提出してください。

5　実績報告

空き家の改修完了し、居住を開始した日から 30 日以内又は、3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添えて、提出してください。
実績報告の内容を確認、審査後、補助金を交付します。

売りたい人・買いたい人をつなぐ総合相談窓口
いえかつ糸魚川　〒941-8601　糸魚川市寺町 2-8-16（糸魚川商工会議所内）

ホームページで物件情報を検索できます
空き家・空き店舗バンク
http://iekatsu-itoigawa.com　⇒

ご相談は事前にお電話でご予約ください
（受付時間：平日の 8:30～17:00）
☎025-556-6411

空き家をいえかつに登録

処分費見積
↓
①交付申請
↓
交付決定
↓
処分着手
↓
処分完了
↓
①実績報告
↓
補助金交付

14日前まで

30日以内

売買契約締結

②交付申請
↓
交付決定
↓
登記完了・引渡
↓
改修見積
↓
③交付申請
↓
交付決定
↓
工事着手
↓
工事完了
↓
入居（転入）
↓
②③実績報告
↓
補助金交付

30日以内

30日以内

14日前まで

30日以内

手続きに必要な書類

①空き家家財道具等処分事業補助金

【交付申請】 処分着手の 14 日前まで

(1) 移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書 （様式第5号その1）
(2) 事業計画書
(3) 収支予算書
(4) 家財道具等の搬出及び処分にかかる一般廃棄物処理業者の見積書の写し
(5) 処分を予定している家財道具等の写真
(6) 納税証明書（市担当職員が納税状況を確認できない場合のみ。）

【実績報告】 処分完了後 30 日以内

(1) 実績報告書
(2) 収支決算書
(3) 補助対象経費の証拠書類（領収書等の写し）

②UIターン促進空き家取得支援事業補助金

【交付申請】 売買契約締結後 30 日以内

(1) 移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書（様式第5号その 2）
(2) 売買契約書の写し
(3) 申請者の身分を証明できる書類等の写し
(4) 世帯全員の身分を証明できる書類等の写し
(5) 納税証明書（市担当職員が納税状況を確認できない場合のみ。）
(6) 就労証明書（様式第6号）
(7) 親子関係が確認できる戸籍全部事項証明書
（親世帯との同居・近居加算を受ける場合のみ）

【実績報告】 空き家の取得が完了し、居住を開始した日から 30 日以内

(1) 実績報告書
(2) 世帯全員分の住民票の写し
(3) 登記事項証明書の写し

③UIターン促進空き家改修事業補助金

【交付申請】 改修に着手する 14 日前まで

(1) 移住定住促進事業補助金交付申請書兼同意書（様式第5号その3）
(2) 事業計画書
(3) 収支予算書
(4) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
(5) 改修する位置を示した空き家の平面図
(6) 工事着工前の現況写真
(7) 売買契約書の写し
(8) 申請者の身分を証明できる書類等
(9) 納税証明書（市担当職員が納税状況を確認できない場合に限る。）

【実績報告】 空き家の改修が完了し、居住を開始した日から 30 日以内

(1) 実績報告書
(2) 収支決算書
(3) 補助対象経費の証拠書類（領収書等の写し）
(4) 改修した箇所を示す位置図及び写真